

令和2年分所得の申告相談は2月16日(火)から 3月15日(月)まで

▶問い合わせ 税務課 ☎ 73-3006
観音寺税務署 ☎ 25-2191

所得税の申告

確定申告が必要な人

事業を行っている人や、給与所得者で次に該当する人は、確定申告が必要です。

- 農業、商業、工業、漁業などの事業を営んでいる人
- 地代や家賃収入、不動産や株式売却などの所得がある人
- 生命保険や損害保険の満期、解約などで一時金を受け取った人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- 日給などで働いている人や給与の支払いを2カ所以上から受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

確定申告により税の還付が受けられる人

- 給与所得者で確定申告をする必要がない場合でも、次に該当する人は申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- 災害や盗難などにより、住宅や家財などの資産が受けた損害について雑損控除を受けられる場合
- 病气やけがなどで支払った多額の医療費について、医療費控除を受けられる場合
- 年の途中で退職、退社し、年末調整

申告に必要なもの

- 国民年金の免除申請や児童手当などの受給資格の認定を受ける人
- 所得・課税（非課税）証明書の交付が必要な人

- 給与、退職所得、公的年金などの源泉徴収票の原本、報酬、保険満期などの支払調書の原本
- 営業、その他事業、不動産などの収支内訳書（通帳や帳簿、出荷先で調べた品物または取り引きごとの収入金額、科目ごとの経費金額が分かるもの。令和2年中に購入した機械などを減価償却経費で計上する場合は、その領収書なども必要です）
- 確定申告には「マイナンバー」の記載が必要です。申告相談にはマイナンバーカードの写し（表裏とも）を持参してください。カードを持っていない人は、マイナンバー通知書（番号確認用）と運転免許証など（本人確認用）を持参してください。（写しでも可）

- 税務署から郵送されてきたはがきなど
- 印鑑（所得税を新規で口座振替する人は通帳届出印が必要）
- 本人名義の金融機関の口座が分かるもの

所得控除金額などが分かるもの

- 生命保険料、介護医療保険料、地震保険料（旧長期損害保険料）、個人年金保険料証明書、国民年金支払証明書

を受けていない場合
● 地方公共団体などの特定団体へ寄附をして寄附金控除を受ける場合 など

市県民税の申告

令和3年1月1日現在、市内に住所がある人で、次に該当する人は3月15日（月）までに令和2年中の所得を申告してください。令和2年中の所得がない場合も含まれます。

ただし、所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税申告書を提出する必要はありません。

①給与所得者で、次に該当する人

- 給与所得のほかに配当、不動産、農業、一時、雑、事業などの所得があった人（給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税は申告の必要があります）
- 社会保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除を受けようとする人
- 源泉徴収票に記載された各種所得控除と異なる控除（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、扶養控除など）を受けようとする人

②①に該当しない人で、次に該当する人（収入がなくても必ず申告してください）

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人
- 市営住宅に入居している人

注意事項

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書
 - 医療費控除の明細書（医療費の合計額から保険会社や高額医療などの補填金額を差し引いた金額を計算しておいてください）
 - 障害者控除を申請する人は、身体障害者手帳などの提示が必要です。
- 「所得税の確定申告」は不要でも「住民税の申告」が必要な人がいます。
- 配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除を受けようとする人
 - 所得がない人で、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入し、軽減措置を受けようとする人など（②参照）

要介護4、5の認定を受けている人へ

令和2年12月31日時点において、身体障害者手帳を持っていない人でも、要介護4または5に認定されている人は、障害者控除または特別障害者控除の対象となります。該当する人は、確定申告の際に「三豊市障害者控除対象者認定書」が必要です。介護保険課または各支所で申請してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

▼問い合わせ ☎ 73・3017
介護保険課

三豊市の所得税・住民税申告相談

日時
2月16日（火）～3月15日（月）
平日 午前9時～11時
午後1時～3時
※土日、祝日は2月23日（火・祝）、3月7日（日）のみ受け付けます。

住所	住所	会場
山本町・財田町	山本庁舎	
豊中町	豊中町農村環境改善センター	
詫間町・仁尾町	詫間福祉センター	
高瀬町・三野町	市役所西館	

税務署での申告相談が必要な場合

- 次の場合は、直接税務署での申告相談をお願いします。
 - 土地や株式などの譲渡（売買）所得がある
 - 初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける
 - 亡くなった人の申告（準確定申告）
 - 肉用牛の申告
 - 青色申告・消費税の申告
 - 過年度分の申告
- ただし、農業で減価償却データが市にある人、国民健康保険税支払証明などが必要な人は、税務署で申告する前に、税務課にご相談ください。

▼問い合わせ 税務課 ☎ 73・3006

来場者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

- * 発熱、倦怠感、喉の痛みや咳など、体調に不安がある人は来場をお控えください。このような症状がある人は受け付けをお断りする場合があります。
- * 受付時の検温にご協力ください。（体温が37.5度以上の場合、受け付けをお断りすることをご了承ください）
- * マスクの着用・手指の消毒をお願いします。
- * 待合所での密集、密接、大声での会話などはお控えください。
- * 密閉空間を避けるため、換気の必要があります。各自、十分な防寒をお願いします。
- * 混雑を出来るだけ避けるため、原則自治会ごとの日程表の日時にお越しください。
- * 入室の人数制限のご協力をお願いします。

